

報告第 9 号

和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について（浜宿区）

地方自治法第 180 条第 1 項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

利根町長 山 崎 誠一郎

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月17日

利根町長 山 崎 誠一郎

1 事故の概要

町が設置した防犯灯1基について、本来、町が電気料金を負担すべきものであったが、浜宿区において、電気料金を負担していただけでいたことが判明したため、電気料金相当額及び遅延損害金相当額を返還する。

2 和解の相手方

茨城県北相馬郡利根町 [REDACTED]
浜宿区長 [REDACTED]

3 和解条項

- (1) 町は相手方に対し、損害賠償金として、48,311円支払うものとする。
- (2) 町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件事項に関し、何ら債権債務を有しない。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。